

神恵内村教育大綱

平成27年12月

神 恵 内 村

1 大綱策定の趣旨

大綱は、平成 27 年 4 月 1 日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、時代の変化に対応した教育施策の展開のため、その目標や根本となる方針を定めるものです。

2 大綱の位置づけ

大綱は、国の「教育振興基本計画」を参酌しつつ、神恵内村教育目標の実現を図るため、神恵内村総合振興計画施策大綱の「神恵内文化と次代を担う人づくり」を基本理念とするものです。

神恵内村教育目標

わたしたちは 開村百年を生きぬいた先人のたくましい力を受け継ぎ
より豊かで住みよい神恵内を建設する村民として

スポーツに親しみ 健康な体と最後までやりぬく意志の強い人になろう。

自然と文化を愛し 情操豊かな人間味のある人になろう。

進んで知識や技術を身につけ 科学性に富み合理的な考えをもつ人になろう。

勤労を尊びたがいに協力し 産業の振興に努力する人になろう。

みんなが助け合い信頼のきずなで 心あたたかく美しい郷土をつくる人になろう。

[昭和48年制定]

3 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とし、「神恵内村総合振興計画」の計画最終年である平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間とします。ただし、国・道の動向及び社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本大綱を改定するものとします。

4 大綱の基本目標

- ◇ 豊かな人間性を育み、ふるさとを愛し次代の神恵内を担う人づくり
- ◇ 安心して暮らし、子育てを楽しめる環境づくり
- ◇ 一人ひとりが生きがいを持って学び、ともに支え合う地域づくり

5 大綱の基本方針

(1) 就学前教育の推進

- 小学校と保育所との連携を強化し、小学校へのスムーズな移行を行います。
- 幼児期の家庭教育、幼児教育のため育児相談や、子供・保護者同士の交流事業などを充実します。
- 読書活動を推進し、情操教育を行い、豊かな心の育成を図ります。

(2) 学校教育の充実

- 小中連携により義務教育期を見通した一貫した教育の体制づくりを推進します。
- 児童・生徒が安全で快適な学校生活を送るとともに、より効果的な学習活動ができるよう教育環境の整備をすすめます。
- 教育の質の向上を実現するため、ICT 教育の充実に努めます。
- 地域・家庭の声を学校運営に反映させ、開かれた学校づくりを推進します。

- 体験学習や野外活動を通じて、学力と体力・気力を持ったたくましい児童・生徒を育成します。
- 特別支援体制を充実し、児童・生徒へ、きめ細やかな教育・指導体制を整え適切な支援を図ります。
- 自然の美しさを感じ、善悪の判断ができ、思いやりや優しさを持った豊かな心の育成をすすめます。
- 児童・生徒が抱える悩みや不安などの「心の問題」、いじめや不登校などの問題行動にすばやく対応し、誰もが楽しんで通える学校環境を整えます。
- 学校給食を生きた教材として活用し、望ましい食習慣や地場産品について学ぶ機会とし、「食育」の推進に努めます。
- 防災教育、ふるさと教育、環境教育など、地域の教育資源を活用した特色ある教育を推進します。

(3) 社会教育の推進

- 全村教育としての生涯学習の充実を図ります。
- 多様な学習ニーズに対応し、学習内容の充実や学習機会の拡充を図るとともに、住民同士のサークル活動への支援など自主的な学習活動を推進します。
- 各地区集会所、生涯学習館を「生涯学習の拠点」とし、機能強化を図るとともに、地域間異世代交流、他町村交流の場として活用します。
- 読書活動の促進のため、蔵書の充実など環境整備をすすめ、大人とともに幼児・学齢期における読書習慣の定着を図ります。
- 多種多様なスポーツ活動の創出や普及など、気軽にスポーツを楽しむ環境を整えます。
- スポーツの振興を図るため、指導者の確保・育成をすすめるとともに、各種スポーツ団体への活動支援を行います。
- 地域に伝わる伝統芸能の継承を図るとともに、その保護に努めます。
- 文化財や歴史的遺産を保存するだけでなく、郷土学習に積極的に活用します。
- 心の豊かさや潤いのある暮らしをおくるため質の高い文化や芸術に触れ親しみ、学ぶ機会の充実を図ります。